

# 業務委託仕様書

## 1 委託事業の名称

アジア向け高付加価値コンテンツの造成事業

## 2 委託期間

契約締結日より令和9年2月26日（金）まで

## 3 委託事業の目的

重点市場である台湾、タイ及び、戦略市場の香港からの誘客を推進するため、富裕層を主たるターゲットとした高付加価値体験コンテンツの造成及び磨き上げを行うとともに、国内ランドオペレーターや海外旅行会社向けのタリフ作成、並びに海外OTAへの掲載等を通じて、当該コンテンツの販売体制を整備する。

## 4 委託事業遂行上の基本的事項

第3項の目的を十分理解したうえで受託者の有する知見、ノウハウ等を十分生かすよう努めること。

## 5 委託事業内容

### (1) コンテンツ調査

#### ① デスクリサーチ

- ・仙台観光国際協会（以下、協会）が運営するサイト「せんだい旅日和」内の「仙台旅先体験コレクション」に掲載されているインバウンド向け体験コンテンツのほか、独自調査によって抽出した体験コンテンツの中から、仙台市内及び近郊の高付加価値コンテンツになり得るものを、魅力度や独自性など客観的な基準による評価を行うこと。
- ・各市場の対象となる体験コンテンツのリストを作成し、評価基準と結果を記載したリストを提出すること。
- ・各市場の分析、現地の旅行会社やランドオペレーター、海外OTA事業者等と意見交換・ヒアリング等の実施を行い、結果報告書を作成し報告をすること。
- ・デスクリサーチの後、協会との協議を経て現地調査の対象コンテンツを決定するものとする。
- ・ターゲットとする市場ごとに体験コンテンツが重複する場合も可とする。

#### ② 現地調査

- ・①のデスクリサーチにてタリフ化するコンテンツにおいては、現地調査を必須とし、調査結果や評価ポイントを集約したリストを作成し報告をすること。なお、現地調査においては、ターゲットとする市場に対して専門的な知見を持つ受託者または受託者が協業する有識者が協会担当者と一緒に調査することを原則とする。

- ・現地調査する体験コンテンツの選定に際しては、ターゲットとする市場のニーズや嗜好を考慮すること。
- ・現地調査に必要な交通手段や宿泊、食事、体験等の手配は受託者にて手配することとし、それら一切の費用を事業費に含めるものとする。
- ・現地調査の人数、日数、回数、時期はいずれも受託者の判断に委ねることとするが、協会との協議・共有を必須とする。
- ・現地調査を通してインバウンドの受入れ状況や課題、意向等を確認し、磨き上げや改善が必用な項目を精査すること。
- ・現地調査の体験コンテンツ事業者へのアポイントは受託者が行うこと。
- ・現地調査前後に体験コンテンツ事業者の都合により辞退が生じた場合は、デスクリサーチの結果を踏まえ次の候補者を選定したうえで現地調査を行うものとする。
- ・現地調査の手法等について提案すること。

## (2) コンテンツの造成及び磨き上げ

- ・②の現地調査を通じて各市場3個以上、合計10個以上のコンテンツの造成及び磨き上げを行い、市場ごとでプロモーションに活用できるタリフを年内中に作成、提出をすること。
- ・タリフ作成において、コンテンツの詳細（内容、料金、受入人数、手仕舞日、受付、受け入れ体制等）をコンテンツ提供事業者と調整のうえ、日本語、繁体字、英語、タイ語のタリフを作成すること。
- ・ネイティブによる翻訳（繁体字、英語、タイ語）を行うこと。
- ・タリフには静止画とショート動画（QRコード）を埋め込むこと。
- ・タリフに掲載する受入れ窓口は受託者が担うこととする。
- ・タリフに必要な撮影について、人数、日数、回数はいずれも受託者に委ねることとするが、必要に応じてモデルの手配を行い、モデルやカメラマンの旅費交通費等も事業費に含めるものとする。なお、カメラマンは、仙台、東北の魅力訴求に長けている地元事業者が望ましい。（プロ、アマの別は問わない）

## (3) 販売体制の構築

- ・造成・磨き上げを行ったコンテンツについては、国内ランドオペレーター、海外旅行会社、海外OTA事業者等との連携により販路を構築し、タリフの提示、商品化、商品掲載等を通じて販売体制を整備すること。また、次年度の販売実績の創出を見据え、効果的な販売手法案を提案すること。

## (4) 事業に係る報告

- ・事業の進捗状況について、本業務の履行期間内はおよそ2か月ごとに書面での提出及び協会が指定する場所にて打ち合わせを行うこと。  
※打ち合わせの場合は、オンラインでの実施も可能とする。

- ・協会が指定する場所にて、終了後の報告会を実施すること。

(5) 事業スケジュール・実施体制

事業スケジュールと実施体制を提出すること。

(6) 業務全体に係る独自提案

その他、本事業の目的に合致し実現のために効果的と認められる業務、または必要となる取組がある場合は提案を行い、協会及び受託者が協議のうえ定める。

なお、独自提案に係る費用については事業費に含めるものとする。

## 6 指標

実施内容または支援内容	KPI
	アウトプット
(1) コンテンツタリフ作成	各市場（台湾、タイ、香港）3個以上 かつ、合計10個以上
(2) 販売体制の構築	各市場（台湾、タイ、香港）3個以上 かつ、合計10個以上

## 7 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

## 8 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ・業務の成果品等に、受託者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・受託者は、協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作

物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 9 契約に関する条件

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できることとし、基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書（電子媒体及び紙媒体で各1部）を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。

## 10 特記事項

手配項目には含まれていないが、事業実施にあたり必要であると思われる費用があれば、これを見積りに計上すること。